

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年2月2日から18年5月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成16年8月11日、同年12月22日、17年8月11日及び同年12月22日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を16年8月11日は12万円、同年12月22日は11万7,000円、17年8月11日は12万円、同年12月22日は13万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月2日から18年5月21日まで
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月11日
⑤ 平成17年12月22日

ねんきん定期便を確認したところ、実際の給与額（約17万円）と標準報酬月額が相違していることが分かった。

また、賞与についても手取りで10万円前後もらっていたにもかかわらず、ねんきん定期便の記録は、6万円や7万円になっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された平成16年から18年までの源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる給与総額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は、「平成21年の春ごろ、標準報酬月額に係る届出の間違いに気がつき、同年9月の時点で勤めていた従業員については、時効消滅前までの期間について訂正した。しかし、同年9月の時点で既に退職していた者の訂正は行っていない。」と供述し、正しい届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額については、A社から提出された平成16年から18年までの源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与総額及び厚生年金保険料控除額から、16年8月11日は12万円、同年12月22日は11万7,000円、17年8月11日は12万円、同年12月22日は13万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は、「平成21年の春ごろ、標準報酬月額に係る届出の間違いに気がつき、同年9月の時点で勤めていた従業員については、時効消滅前までの期間について訂正したが、標準賞与額については、すべての従業員に対し訂正を行っていない。」と供述し、正しい届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る16年8月11日、同年12月22日、17年8月11日及び同年12月22日の標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を52年4月は16万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月は19万円、同年12月から53年2月までの期間は18万円、同年3月は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月28日から53年4月1日まで

私は、A社において、昭和47年4月から53年3月末日まで勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、52年4月28日までとなっている。

申立期間の給与明細書を所持しており、また、申立期間当時は会社の敷地内の社宅で生活していたことから、社宅での水道料金領収書もあるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月から53年3月末日までA社において勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、オンライン記録では、52年4月28日に同保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書及び申立期間当時の同僚二人の供述から、申立人は昭和53年4月1日までA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明

細書に記載された総報酬額及び厚生年金保険料控除額から、昭和 52 年 4 月は 16 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 19 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 19 万円、同年 10 月は 18 万円、同年 11 月は 19 万円、同年 12 月から 53 年 2 月までの期間は 18 万円、同年 3 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから供述を得ることはできないが、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 52 年 4 月 28 日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から 53 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月31日から53年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を53年8月1日に訂正し、52年3月の標準報酬月額を7万2,000円、同年4月から53年7月までの期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和52年3月31日から53年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和52年3月31日から53年8月1日まで

私は、昭和50年5月1日から、A社の社長が同社と同一所在地で経営するB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得する53年8月1日まで、A社で勤務していたにもかかわらず、50年5月1日から同年10月1日までの期間と52年3月31日から53年8月1日までの期間に係る年金記録が無いので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月1日から53年8月1日までの期間、A社において、継続して勤務していたと主張しているが、オンライン記録では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間は、50年10月1日から52年3月31日までの期間となっており、50年5月1日から同年10月1日までの期間及び52年3月31日から53年8月1日までの期間の同保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間②については、A社において、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる複数の同僚が、申立期間において、申立人が継続して勤務していたことを供述している上、事業主の妻及び同僚の供述から、事業主、所在地、業種（運送業）が同社と同一で一体的に経営されていたとみ

られるB社において申立期間の一部である昭和53年4月1日以降の雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立期間当時、A社において、社会保険の事務を担当していたとする同僚は、「自分が勤務していた間に、申立人の勤務内容や勤務時間が変わったことは無かった。」と供述している上、当該同僚は、社会保険の取扱いについて、「運転手のうち、トラックを持ち込んで仕事をしていた人は、給与が歩合制で社会保険に加入していないが、申立人の職種は事務職で、勤務しているのに保険料が引かれないということはないと思う。自分も同じ事務職だが、退職時まで年金記録が有る。」と供述している。

さらに、申立期間当時の事業主の妻は、「B社が事業を開始した昭和53年4月以降、取引先からの振り込みはA社とB社の間に区別は無く、すべてB社に振り込んでもらっていた。また、従業員への給与の支払も両社間の区別は無く、一括して支払い、保険料の控除も一括して処理していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社において、継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社の同僚の記録から、昭和52年3月は7万2,000円、同年4月から53年7月までの期間は8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和55年5月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の関連資料や供述を得ることができないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、52年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から53年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、同僚の供述により、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している昭和50年10月1日より前から同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、供述の得られた他の同僚は、いずれも、申立人の入社時期について記憶していないことから、申立人の入社時期を特定することができ

ない上、事業主の妻は、申立人について、「最初はアルバイトだったかもしれない。」と供述しており、前述の同僚のうち一人は、「申立期間当時、A社においては、約3か月の試用期間があった。」と供述している。

また、A社は昭和55年5月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険の取扱いに関する関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年3月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月及び同年6月は2万2,000円、同年7月から45年2月までの期間は3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から45年3月16日まで

私は、昭和43年4月16日にA社に入社し、D店で働いていたが、44年5月1日付けでC店に転勤となり、その後も約1年間正社員として勤務していたにもかかわらず、転勤後の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間当時のE厚生年金基金加入員証では、加入員資格喪失年月日は「昭和45年3月16日」と明記されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管する申立人の「中脱記録照会（回答）」、「厚生年金基金加入員台帳」（いずれも同連合会がE厚生年金基金から引き継いだ同基金の加入記録）、B社から提出された「E厚生年金基金加入者データ」、申立人から提出された厚生年金基金加入員証及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和43年4月16日から45年3月15日までの期間、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和44年5月1日となっているが、企業年金連合会が保管する申立人の「厚生年金基金加入員台帳」によると、申立人は同年5月1日にA社で厚生年金基金の加入員資格を

喪失しているものの、申立人の主張どおり同日付けで同社C店に転勤し、同社C店において資格を再取得しており、45年3月16日に退職に伴い資格を喪失するまで申立人の同基金における加入期間は継続している上、同社では申立期間当時、資格の取得及び喪失に係る届出用紙を複写式と回答していることから、同基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出たと考えられる。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年3月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する「中脱記録照会（回答）」及び「厚生年金基金加入員台帳」の記録から、昭和44年5月及び同年6月は2万2,000円、同年7月から45年2月までの期間は3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社し、平成10年7月31日に定年退職するまで継続して同社に勤務していた。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間も厚生年金保険被保険者であったので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社人事労務部から提出された「従業員カード(1)」及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和44年3月1日に同社B工事所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社B工事所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。しかし、上記の「従業員カード(1)」によると、申立人は、B工事所に昭和42年8月1日から勤務していることが確認できるところ、同日以降の期間を含めた申立期間についてもA社において被保険者となっていることから、申立期間においても同社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明

細書から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料並びに同年 4 月から同年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、私も妻も申立期間①に係る国民年保険料及び付加保険料並びに申立期間②に係る付加保険料について、納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

経済的な事情で、昭和 58 年に夫婦共に国民年金任意被保険者資格の喪失を申し出ていたが、61 年 4 月 1 日に夫婦共に再加入する申出をした。その際、経済的にも余裕があったことから、付加保険料も納付する旨申し出、出入りの銀行員を通じて、再加入当初から国民年金保険料及び付加保険料を夫婦共に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間の直前は任意未加入期間であったが、国民年金法の改正により、申立人夫婦は、昭和 61 年 4 月から強制加入対象者として第 1 号被保険者となるところ、オンライン記録によると、申立人夫婦に係る同年 4 月 1 日の第 1 号被保険者資格取得の事由が、「適用漏れ」となっていることから、同年 4 月に資格取得手続をしていなかったものとみられる。また、申立期間①直後の 63 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料の納付状況を見ると、申立人については具体的な納付日は確認できないものの、申立人の妻は、同年 3 月に 1 年分の保険料を一括して納付していることが確認できる上、同年 3 月に申立人及びその妻の氏名が片仮名から漢字に変更されていることから、申立人夫婦は、同年 3 月ころに第 1 号被保険者資格の取得手続を行ったものと考えられ、申立人の主張する時期に国民年金に加入し、申

立期間①の保険料を現年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦が第1号被保険者資格の取得手続を行ったと考えられる平成元年3月時点では、申立期間①の一部については、時効により保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人夫婦には、過年度保険料を納付したとする記憶は無く、ほかに申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、付加保険料については、付加保険料納付申出以降の期間でなければ、制度上納付できないものであり、上記のとおり、申立人夫婦は、平成元年3月ころに第1号被保険者資格の取得手続を行ったと考えられることから、申立期間①及び②については付加保険料を納付することができなかったものと考えられ、ほかに申立期間①及び②について付加保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及びその妻が、申立人夫婦に係る申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料並びに同年 4 月から同年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、私も夫も申立期間①に係る国民年保険料及び付加保険料並びに申立期間②に係る付加保険料について、納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

経済的な事情で、昭和 58 年に夫婦共に国民年金任意被保険者資格の喪失を申し出ていたが、61 年 4 月 1 日に夫婦共に再加入する申出をした。その際、経済的にも余裕があったことから、付加保険料も納付する旨申し出、出入りの銀行員を通じて、再加入当初から国民年金保険料及び付加保険料を夫婦共に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間の直前は任意未加入期間であったが、国民年金法の改正により、申立人夫婦は、昭和 61 年 4 月から強制加入対象者として第 1 号被保険者となるところ、オンライン記録によると、申立人夫婦に係る同年 4 月 1 日の第 1 号被保険者資格取得の事由が、「適用漏れ」となっていることから、同年 4 月に資格取得手続きをしていなかったものとみられる。また、申立期間①直後の 63 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料の納付状況を見ると、申立人は、同年 3 月に 1 年分の保険料を一括して納付していることが確認できる上、同年 3 月に申立人及びその夫の氏名が片仮名から漢字に変更されていることから、申立人夫婦は、同年 3 月ころに第 1 号被保険者資格の取得手続きを行ったものと考えられ、申立人の主張する時期に国民年金に加入し、申立期間①の保険料を現年度納付したことをうかがわせる事情は

見当たらない。

さらに、申立人夫婦が第1号被保険者資格の取得手続きを行ったと考えられる平成元年3月時点では、申立期間①の一部については、時効により保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人夫婦には、過年度保険料を納付したとする記憶は無く、ほかに申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、付加保険料については、付加保険料納付申出以降の期間でなければ、制度上納付できないものであり、上記のとおり、申立人夫婦は、平成元年3月ころに第1号被保険者資格の取得手続きを行ったと考えられることから、申立期間①及び②については付加保険料を納付することができなかったものと考えられ、ほかに申立期間①及び②について付加保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及びその夫が、申立人夫婦に係る申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、勤務していた会社を退職した後すぐにA市から実家のB町に戻って以降、毎月末ころに自宅に婦人会の集金人が来て、自分で保険料を納付していた。国民年金の加入手続に関する具体的な記憶は無く、保険料納付に関しても、納付時に手帳にスタンプを押してくれたこと以外に、さかのぼって納付したことや納付書を使って金融機関の窓口で納付したこと等の具体的な記憶は無いが、申立期間以降は納付済みであるのに、最初の3か月だけ未納であるのは不自然であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から昭和45年9月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料は過年度となることから、納付組織による集金で納付することはできなかったものと考えられる上、申立人は、「保険料をさかのぼって納付した記憶や納付書を使って金融機関の窓口で納付した記憶は無い。」としており、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの期間及び63年4月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から50年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年11月まで

国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間についての国民年金保険料は未納であるとの回答を受けたが、納得できない。

申立期間①については、この直前まで父と父の友人が立ち上げた事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたが、この事業所は経営状態が悪く、私の給与は社会保険等の本人負担分のみであり、それがすべて控除され、実質的な手取り給与は、全く無い状態であった。その後も身体が弱かったため就労できず、以前にも国民年金の免除申請をしていたので、厚生年金保険被保険者資格喪失後すぐに国民年金保険料の申請免除手続きをした。

申立期間②について申請免除手続きをした妻は、「市役所から送られてくる免除関係の書類はすべて押印して返送した。」と言っており、これ以前10年以上にわたって免除申請をしているにもかかわらず、この期間だけ申請免除手続きをしていないというのはおかしい。申立期間②の経済状況として、自宅ビルを新築し、テナントも入っていたものの、賃料を滞納されていたし、会社役員もしていたが赤字経営だったため、役員報酬等の収入は無かった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申請免除を受けるためには、遅くとも昭和47年10月までに積極的に国民年金被保険者資格の取得手続きを行った上、免除申請を行う必要があるが、申立人が当該時期に免除申請を行ったことの確認

ができない上、申請免除は、毎年度、市町村に免除の申請を行い、市町村における審査を経た後、社会保険事務所（当時）での審査及び承認手続が必要であるところ、申立期間①については、少なくとも3回の申請手続を行う必要があるが、いずれも両機関において記録管理に誤りがあった事情はうかがえない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間以前に13年間にわたり申請免除を受けていたものの、申立期間②の前年度である昭和62年5月から株式会社の役員に就任していること、及び申立期間中の63年12月に自宅を新築していることにかんがみると、経済状況に変化があったことをうかがわせる事情が見受けられる。
- 3 申立期間①及び②を通して、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年4月まで

私の父が、平成3年4月に当時学生であった私の国民年金の加入手続きを行い、同年4月以降の保険料1か月分と同年3月以前の保険料1か月分の合計2か月分の保険料を毎月分割納付してくれたので、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後の払出状況からみて平成5年3月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間のうち2年1月から3年3月までは任意加入対象期間（学生）であり、制度上、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、当該払出以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、保険料の納付方法については、オンライン記録により、平成5年5月から6年3月までの現年度保険料1か月分と3年5月から5年3月までの過年度保険料1か月分の合計2か月分の保険料を同年6月から毎月分割納付していることが確認でき、納付方法については申立人の主張と一致しているものの、当該納付期間は申立期間後の納付状況であり、申立人の主張する時期と相違している上、当該保険料の納付状況から、最初の過年度納付が確認できる同年6月時点において、申立期間のうち3年4月分の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年10月まで

申立期間は記録上申請免除期間となっているが、後に追納したので、納付済期間とされるべきである。

当初は追納する必要は無いと考えていたが、昭和63年ころから平成5年ころまでの間に申立期間の保険料を追納するための用紙が送りつけられ、そこに15万円程度の金額が記載されていたので、納めなければならないと思い、無理をしてまとめて納付した。その後別途60年11月以降の追納保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年11月2日に追納申出を行い、同年11月13日に、同月時点で追納が可能であった時効完成直前である申立期間直後の昭和60年11月から61年3月までの追納保険料及び同年4月から同年9月までの追納加算保険料を納付したことが確認できるが、平成7年10月以前に追納された形跡は見られず、同年11月時点では、申立期間の保険料は追納が可能な期間である10年が経過しているため、制度上追納することができなかつたと考えられる上、同年11月時点で追納が可能であった昭和60年11月以降の保険料については、3回に分割して納付しているが、先に経過する月の保険料から追納処理が行われており、制度上、追納加算保険料が必要となった61年4月以降の期間については、適切に追納加算保険料が追納されているなど、当該処理状況に不自然な点は見られない。

また、申立人は、「自分から追納の申出を行っていないのに、社会保険事務所（当時）から、15万円程度の金額が記載された追納保険料の納付書が送付され、通常の納付方法で納付する場合と比較して高い金額であったので理

不届に思ったが、納付しなければならぬと思い、無理をして納付した。」と主張しているが、申請免除期間の保険料を追納する場合、社会保険事務所では追納を希望する者にのみ納付書を発行していた上、申立期間の追納保険料額については、追納金額を加算する取扱いは行われておらず、通常の納付方法で納付する場合と同じ金額で追納することとされていたことから、申立人が主張する方法で申立期間の保険料を追納できたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、A 市役所から実家に 20 歳到達の通知と一緒に納付書が送られてきたが、当時、私は県外の大学の学生であったので、母が B 金庫 C 支店でまとめて前納してくれた。以後、私が平成 4 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月に就職するまで、毎年 1 年分まとめて前納してくれたので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後の払出状況からみて平成 3 年 4 月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間は任意加入対象期間（学生）であることから、制度上、当該払出時点よりさかのぼって国民年金に加入することができず、未加入期間となる申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、当該払出以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の加入手続を行ったとする申立人の母親は、「市役所から 20 歳到達の通知と一緒に納付書が送付された。」としているところ、A 市では、「平成 3 年 4 月前後に関係なく、まず通知し、取得届を提出させてから、納付書と手帳を送付していた。いきなり納付書と手帳を送付する取扱いは行っていない。」と回答していることから、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の母親は納付金額等を記憶していないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

ねんきん定期便に記載された、平成 18 年 12 月 15 日支給の標準賞与額は 54 万円となっているが、会社からもらった賞与支払明細書では、総支給額が 55 万円となっており、厚生年金保険料も多く控除されているので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立人から提出された賞与支払明細書を見ると、申立人は、A社において、平成 18 年 12 月 15 日に賞与として 55 万円を支給され、当該賞与額に基づく適正な厚生年金保険料額より多い同保険料額等が控除された後、44 万 2,445 円が差引支給額として支払われたものとなっていることが確認できる。

一方、A社から提出された平成 18 年 12 月の賞与台帳を見ると、申立人に係る同年 12 月の賞与額は 54 万円であり、当該賞与額に基づく適正な厚生年金保険料額等が控除され、申立人に対し、賞与支払明細書と同額である 44 万 2,445 円が支払われていることが確認できる。

また、当該賞与台帳の記載は、A社から提出された申立人に係る平成 18 年分所得税源泉徴収簿及び同年 12 月の被保険者賞与支払届の金額と一致してい

ることが確認できる。

さらに、事業主は、賞与台帳の記載と賞与支払明細書の記載が相違していることについて、「総支給額の違いは、賞与支払明細書作成時の入力誤りと思われる。」と供述している。

これらを併せて判断すると、平成18年12月15日に申立人に支給された賞与額は54万円であると考えるのが妥当であり、申立期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 597 (事案 419 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 5 日から 60 年 1 月 1 日まで
② 平成 5 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
③ 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A社においては、常時5人の従業員が勤務していたことから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、適用事業所となっていなかった。

このようなことが許されていることに納得がいかないので再申立てを行った。

申立期間②について、B事業所C支部では、平成5年6月21日から働いているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年7月1日となっている。

厚生年金保険法では、入社日から加入手続きをとることになっているのに、公共機関であるB事業所が、これを守っていないことに納得がいかないので再申立てを行った。

申立期間③について、D社においては、退職する際に平成5年3月31日付けの退職証明書を発行してくれたことから、私は当該退職証明書により、国民健康保険の手続をしたので、国民健康保険の加入日は同年4月1日からとなっているにもかかわらず、同社における資格喪失日は、同年3月30日となっており、事業所から同年3月分の保険料が返金されていることに納得できないので、再申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったこと、及び申立期間当時、申立人は、国民年金の被保険者であり、保険料についても納付していたこと、申立期間②について

は、申立人から提出された源泉徴収票からは、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは認められないこと、申立期間③については、申立人から提出された給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により申立人に返金されていることが確認できることから、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等はないものの、申立期間①及び②については、申立てに係る事業所が厚生年金保険法に基づく適切な事務手続を行っていなかった旨主張しているが、申立人の当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間①について、申立人は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から保険料も控除されていなかった。」と供述している上、申立期間②について、申立てに係る事業所に再度照会するも、「当初の申立時以外の新たな資料等はない。」と供述している。

さらに、申立期間③について、申立人は、「申立期間当時、発行された退職証明書には、退職日が平成 5 年 3 月 31 日となっていた。」と主張しているが、申立人は、その主張する退職証明書を所有していない上、申立てに係る事業所に再度照会するも申立期間当時の関連書類は無いことから、申立人の主張する退職証明書の内容を確認することはできないところ、仮に、当該退職証明書の記載が同年 3 月 31 日であったとしても、当初の申立てにおいて、申立人から提出された給与明細書により、同年 3 月の厚生年金保険料については、同年 4 月に申立人に返金されていることが確認でき、控除事実が無いことから、申立人の再申立てに係る主張は、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 31 年 5 月 2 日から 32 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで

私は、中学校を卒業してすぐの昭和 30 年 4 月 1 日に A 事業所に入社し、申立期間①も含め継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が同年 12 月 1 日からになっていることに納得がいかない。

また、申立期間②の B 社へは、A 事業所を退職した後すぐに入社し、昭和 32 年 5 月まで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなのに、加入記録が無いことに納得がいかない。

さらに、申立期間③の C 社 D 支店には、昭和 35 年 4 月 1 日に入社し、E 営業所で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が 36 年 11 月 1 日からになっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るオンライン記録では、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 30 年 12 月 1 日となっているが、同事業所の事業主の子息、同事業所に申立人を紹介した親族及び同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚 4 人は、「採用後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」旨供述している上、当該同僚 4 人について、同事業所に採用されたとする日とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日は 2 か月から半年以上相違していることから、同事業所は、従業員について、採用後一定期間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、B社の申立期間当時の事業主の妻及び同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、同社において勤務していたことが認められる。

しかし、前述の事業主の妻は、「当社には、昭和29年ごろからの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が残っているが、その中に、申立人の氏名は無い。」と供述していることから、B社は、申立人を厚生年金保険被保険者として届けていないと考えられる。

また、B社において、申立人と同時期に同じ業務に従事していたと思われる同僚で、厚生年金保険被保険者記録が有る者は事業主と工場長を含めると5人いるが、申立人が一緒に勤務していたと主張している同僚一人には、同社での同被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、当時の事業主、工場長及び同僚から証言を得ることができない。

申立期間③について、申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間において、C社D支店E営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社F支店の現在の総務担当者は、「中途入社の場合、入社時は日雇社員だった可能性が有る。日雇社員は、厚生年金保険には加入させていない。一定期間経過後、契約社員になってから加入させている。」と供述している上、申立人が一緒に勤務していたと主張している同僚及び同社D支店において、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、それぞれ、「私は、2年間日雇契約だった。その期間は、厚生年金保険には加入していない。」、「私は、最初の約1年間は日雇社員だったので、厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月1日から34年1月1日まで
年金事務所で年金記録の照会を行ったところ、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらった。しかしながら、申立期間当時、事業所名称は定かではないが、A市内に在ったB事業所という洋服の縫製加工を行う事業所で、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が勤務していたと主張するB事業所という名称の事業所は、法務局の商業登記簿に記録が確認できない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人のB事業所への入社時期及び同事業所での在籍期間等に関する記憶は曖昧である上、申立人は同事業所の事業主の氏名及び申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 10 日から 39 年 10 月 10 日まで
私は、申立期間において、A事業所（現在は、B社C支店）で配達の業務を行っており、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する具体的な主張及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人が、A事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録等によると、A事業所は、昭和 44 年 8 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「私は、A事業所ではアルバイトだった。」としているところ、申立人のことを記憶している同事業所の同僚は、「申立人は、臨時従業員として勤務していたと記憶している。私も、同時期に臨時従業員として1年間勤務していたが、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

さらに、B社C支店の人事担当者は、「適用事業所になる前に、給与から保険料を控除することはない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 16 日から 44 年 1 月 6 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 16 日から 44 年 1 月 6 日までの期間についても、A 社（現在は、B 社）で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、申立人は、A 社において、申立期間も継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社の複数の同僚は、「厚生年金保険への加入は、本人の希望制であった。」旨の供述をしている上、同社への入社日とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日に 1 年から 2 年以上の相違がある同僚が確認できることから、同社は、厚生年金保険について、すべての従業員を強制的に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、申立人が A 社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した記録と一致しており、申立期間当時の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の役員からも、同社の厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から36年3月まで

私は、昭和33年の春ごろ、父親と取引のあったA社（現在は、B社）で茶器の販売員として働くことになった。その後、結婚の話もあったので、36年3月に退職したが、その間、健康保険被保険者証を持っていたし、同僚と給料明細書を見ながら年金の話をしたことも覚えているので、私が同社で厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和33年4月に入社し、36年3月に退社するまで継続して勤務したと主張しているところ、同社の複数の同僚が、「申立人は、同社で茶器の販売員として勤務していた。」旨供述している上、申立人から提出された写真により、申立人が、34年5月に行われた同社の社員旅行に参加していたことが確認できることから、申立人は、少なくとも同年5月以前から同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立人がA社に入社した時期について、同社に昭和33年4月に入社したとする同僚二人が、「申立人は、私が入社した後1年ほどたってから入社したと思う。」、「申立人は、私より数か月から1年ぐらい後に入社したと思う。」と供述しており、申立人も、この二人の同僚について、「私が入社した時には、既に在籍していた。私が入社する数か月から1年ほど前に入社していたかもしれない。」としている。また、申立人がA社を退社した時期については、35年1月に同社に入社したとする同僚は、「私が入社した時には、申立人は居なかったと思う。」と供述しており、申立人も当該同僚については、「知らない。」としている上、申立人が、「私が先に退職した。」とする同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ると、当該同僚は35年1月1日に資格喪失していることが確認できることから、申立人が同社に

在籍した期間は、34年春ごろから同年12月ごろまでの約10か月程度であったと考えるのが自然である。

さらに、A社において申立期間当時、申立人と同様に茶器販売員として勤務し、厚生年金保険被保険者であった女性の同僚3人は、「入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述している上、当該同僚3人について、同社に入社した日とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日に相違が見られることから、同社は、採用した女性従業員について、半年から1年程度の試用期間を設けていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月25日から27年1月20日まで
社会保険事務所(当時)で、申立期間について年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、A社(現在は、B社)を退社した際に、同手当金を請求した覚えはないので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているほか、同台帳の給付記録欄には、支給額、資格期間及び支給年月日等が記載されている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和27年2月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、老齢年金を受給するためには、原則20年以上厚生年金保険に加入する必要があったところ、その後昭和36年4月1日に国民年金に加入するまで厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年ごろから同年 11 月 14 日まで
② 昭和 39 年 7 月 4 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 1 月 10 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（現在は、B社）又はC社（現在は、D社）で、理容師として勤務していた申立期間①、②及び③における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったが、納得できないので詳しい調査の上、すべての申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③において、A社又はC社に理容師として勤務していたと主張しているが、B社の人事部長及びD社の人事担当者はいずれも「申立期間当時、当社施設内で営業していた理容店は、テナントとして入居していたものであり、理容師はテナントの従業員である。当社では、理容師を正社員として雇用することは無い。」旨供述している上、申立期間当時の両社の複数の従業員は、「理容師は、テナントである理容店の従業員であり、A社又はC社の従業員ではなかったと思う。」旨の供述をしていることから、申立人は、申立期間当時、両社のいずれにおいても直接雇用されていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、A社又はC社に入居していた理容店の名称、事業主及び同僚の氏名を覚えてないことから、申立期間の当該理容店における厚生年金保険の取扱い及び申立人の両社での勤務実態に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 6 月 10 日まで
② 昭和 40 年 5 月 10 日から 42 年 3 月 31 日まで

年金事務所から送付された年金記録回答票を確認すると、申立期間①の A 社及び申立期間②の B 社で厚生年金保険に加入していた期間、脱退手当金を受け取った記録とされていることが分かった。

私は、C 社で厚生年金保険に加入していた期間については、社会保険事務所（当時）に脱退手当金を受け取りに行った記憶があるものの、B 社を退職してからは脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 42 年 10 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録上の脱退手当金の支給額と申立人が受給したとする脱退手当金の額はおおむね一致する。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 25 日から 62 年 10 月 25 日まで

私は、昭和 52 年 10 月 25 日から 62 年 10 月 25 日まで、A社で勤務していたが、申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低額になっている。同社では、専務取締役として勤務しており、1か月に 100 万円以上の給与を受けていたこともある。

本来の報酬月額に見合うよう標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、オンライン記録上の申立期間の標準報酬月額は 20 万円となっているが、申立人の報酬月額（給与総支給額）は、申立人から提出された昭和 57 年版高額所得者名簿に、申立人の 56 年申告所得として「11,014 千円」の記載がある上、申立期間に重複して厚生年金保険被保険者期間がある複数のA社の関係者が、「申立人が月額 100 万円くらいの収入を得ていた時期もあったと思う。」旨を供述していることから、申立期間について、申立人の所得の総額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったものと考えられるが、申告所得額には給与所得以外の要素も含まれるため、必ずしも同社に係る給与と特定することはできず、同社に係る標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額より高額であったことの確認ができない。

また、A社は、「申立期間のうち、昭和 58 年以前の資料は保存していないため、当該期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないが、同社が保管する昭和 59 年、60 年、61 年及び 62 年の健康保険

厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書並びに 62 年の同保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、59 年から 62 年までの間の申立人の標準報酬月額 は 20 万円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載を見ても、申立期間後に申立期間に係る標準報酬月額をさかのぼって訂正するなどの不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会において、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正のあっせんを行うことができるのは、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、申立人が主張する標準報酬月額に相当する給与を受けていたことが確認でき、かつ、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主が源泉控除していたことが確認できる場合であることから、仮に、申立期間当時に申立人が主張しているとおりの給与を受けていても、申立人が主張している標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことの確認ができない場合には、オンライン記録上の標準報酬月額より高額な標準報酬月額を認定することができないこととなる。

香川厚生年金 事案 609 (事案 360 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 2 日から 54 年 4 月 1 日まで
前回の申立てに対して、記録訂正は認められない旨の通知を受けたが、結論に納得できないので再度申立てを行う。A社(現在は、B社)で勤務した申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時において、A社で勤務していたことはいかゞももの、申立人の厚生年金保険被保険者記録が欠落したものとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再度当委員会で調査審議したところ、申立人のC事業所を退職してからA社で勤務し始めるまでの記憶は詳細かつ具体的であり信憑性がある上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚が、「自分が同社で勤務し始めたときに、既に申立人は同社で勤務していた。」旨の供述をしていることから、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたことがいかにいかる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料が保存されていないため、申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の関係者に聴取したが、申立期間中に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをいかにいかわせる供述は得られなかった。

さらに、雇用保険の記録では、申立人は申立期間直後の昭和 54 年 4 月 2 日付けでA社において同保険の被保険者となり、同年 8 月 31 日付けで同社を離職したこととなっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらず、そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A職員共済組合員として、その主張する標準報酬月額に基づく掛金をAにより給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 62 年分の所得税の確定申告書（控）に記載している収入金額に比べてA職員共済組合に記録されている標準報酬月額は低額であるので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された昭和 62 年分の所得税の確定申告書（控）の写しに記載されているB組合から支給された申立人の報酬額は 70 万 416 円であり、同額は、同組合に 62 年 4 月 1 日に就職し、同年 7 月 31 日に退職するまでの 4 か月間の総報酬額であるが、各月に支給された実際の報酬額は定かでないものの、単純に平均すると、申立人は毎月約 17 万 5,000 円の報酬を受けていたものと考えられ、同報酬月額に基づく標準報酬月額は 18 万円、また、同確定申告書（控）の写しに記載された社会保険料控除額から導き出した同組合における同報酬月額は 12 万 6,000 円であると推認できることから、特例法により認定されるべき標準報酬月額は 12 万 6,000 円であるところ、同報酬月額は、申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B組合を平成 12 年 4 月 1 日に吸収合併したC県D組合から提出された組合員資格新規取得届（控）の写しから、申立人の資格取得時の給与月

額は12万2,850円で届出されていることが確認できる上、A職員共済組合から提出された組合員資格異動届等処理済通知書（控）の写しから、申立人の資格取得時の標準給与月額が12万6,000円で決定され、資格喪失までの間に同給与月額は改定されていないことが確認できるが、C県D組合から提出された申立人に係る職員名簿の採用欄には、「62.4.1 試採用 62.5.1 正職員」、給与欄には、本俸、家族手当及び通勤手当の合計として、「62.5 158,450」と記載されていることから、残業手当を加味して考えると、申立人は、昭和62年5月からは毎月17万円前後の報酬を受けていたと考えられ、試採用から正職員への雇用形態の変更は固定的賃金等の変動に該当し、変動月から4か月目に当たる同年8月に随時改定が行われる可能性もあったところ、退職のため同年8月1日に被保険者資格を喪失したことにより同改定は生じないこととなり、申立期間すべてにわたり、資格取得時に決定された標準報酬月額である12万6,000円が記録されているものと推認され、掛金についても同報酬月額に基づき給与から控除されていたものと考えるのが相当である。

以上のことから、申立期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 10 日から平成 10 年 1 月 13 日まで
私は、A社（後年、B社に名称変更）に入社し、当初から約 20 万円の給料をもらっていたと記憶している。また、同社は平成 10 年に倒産したが、その時の給料は 45 万円近くだったと記憶している。同社での厚生年金保険の被保険者期間のすべてにおいて、年金記録と実際に支給されていた給料の額に隔たりがあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の一部である平成 3 年度から 5 年度までの町県民税納税通知書等からは、A社における給与収入額及び厚生年金保険料の控除額は確認できないが、同社離職前の 6 か月間において同社から支払われた賃金額等を基に算定され、公共職業安定所から支給された失業等給付金（基本手当）が振り込まれた預金通帳の写しから判断すると、同社における厚生年金保険の被保険者資格を 10 年 1 月に喪失する前 6 か月間の報酬月額は、ほぼ申立人の主張どおりであったことが推認できる。

しかしながら、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚のうち、入社前の経歴や重機資格等の有無は不明で入社時期も異なるが、申立人と年齢がほぼ同年代の複数の者の標準報酬月額を見ても、申立人の同報酬月額の適否を判断することはできない上、申立人は、同社における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A社は、既に適用事業所に該当しておらず、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立期間における申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の関連資料及び供述を得ることができ

ない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い上、同社が昭和63年10月1日から加入していたC県D厚生年金基金から提供を受けた申立人の同基金加入員台帳においても、同日以降の申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。